

令和 5 (2023) 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／個別市場調査 「サウジアラビア医療実状調査」 事業
調査業務委託先の公募要領

2023 年 6 月 19 日
一般財団法人中東協力センター

1. 本調査の背景と目的

一般財団法人中東協力センター（以下、JCCME という。）では、2020 年度以来、サウジアラビア保健省ならびに King Faisal Specialist Hospital & Research Center（以下、KFSH&RC という。）と医療分野における協力事業を推進する中、サウジ側の関心が高く、かつ日本・サウジアラビア間における医療連携・協力が見込める分野として医療 AI・IoT が検討に資すると認識している。

今年度はこれら協力の更なる拡充化・有益化を実現すべく、サウジアラビアの医療実状調査を実施する。

サウジアラビアとの医療連携・協力、日本企業の国際展開を推進する為には、サウジアラビアに関する医療の現状、医療制度・提供体制、保健水準等の基礎的情報や政府・医療機関が抱える諸問題、医療ニーズや現地に進出する日本企業・団体等の動向を幅広く把握する必要がある。

当該調査を通じて、医療ニーズや現地が抱える医療課題の把握、それら課題解決に繋がる日本の医療保健制度・技術協力・サービス・製品等のサウジアラビアへの展開・貢献可能性や日本企業の投資促進や日・サウジの協力事業の可能性等を分析・精査する。

2. 調査内容

日本国内およびサウジアラビアにおいて以下を調査する。

I. 日本国内

① 医療 AI・IoT 分野

- ・ 日本における医療 AI・IoT 基礎調査
- ・ 医療 AI・IoT ビジネス事業者（企業）、有識者へのヒアリング（各 5 名程度）
※ 事業者（企業）へのヒアリングでは実績のみならず、サウジアラビアへのビジネス展開の意向についても確認する。

II. サウジアラビア

- ① 現地（保健省などの関係省庁、医療・研究機関等）における医療ニーズ調査およびヒアリング
- ② 現地の医療関連市場調査（医療・分析機器、医薬品等）

3. 成果物

- ・ 調査報告書 1 部
 - ① 報告書の言語は日本語とし、引用先リスト、面談録、写真等のページを除き、調査・検証結果、提案、評価、図表・統計等を含めた A4 サイズ 30 ページ以上の報

告書を提出のこと。

- ② 報告書には次の内容も含めること
 - ・ サウジ医療分野全般における課題と、それら課題に対して日本の医療保健制度や技術協力が課題解決に貢献できるか否かの見解・評価
 - ・ サウジ医療分野における日本企業の事業展開可能性の検証（強み・弱み・課題）と日・サウジ協力事業の提案
- ③ 現地調査終了後、簡易版調査報告書の提出および報告会を実施する。
- ④ 調査完了後の詳細版調査報告書提出後、要点をまとめた報告会を実施する。
- ⑤ 詳細版調査報告書は、紙媒体および電子媒体の双方を提出のこと。
- ⑥ 詳細版調査報告書の提出期限は、「2023年11月30日（金）正午」とする。

4. 契約期間

- ・ 契約締結日から2023年12月25日（月）まで。

5. 応募書類

下記(1)～(4)の応募書類はいずれもA4サイズとし、(5)を除いて様式は自由。

- (1) 調査提案書（様式自由。但し、表紙は別添1の様式を用い、提案書には以下項目を明示すること）
 - ・ 調査実施計画：調査の具体的方法と内容、訪問予定企業・団体名等を明記
 - ・ 調査体制：総括者を含む調査員の氏名、部署名・役職名、役割分担（業務内容）、メールアドレスを一覧表で明記。
 - ・ 調査スケジュール
 - ・ その他：調査実施に必要な項目
- (2) 調査費用積算内訳書（形式自由）
 - ・ 調査員人件費、出張旅費、現地活動費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、本調査に要するすべての費用を計上すること。
 - ・ 各費用について積算明細と費用内容を明示すること。
 - ・ 人件費計上における時間単価は、算出根拠（社内規定等）を明示できるものを使用すること。
- (3) 類似調査実績一覧（形式自由）
- (4) 応募企業概要（会社概要、業務実施における特筆すべき知見・知識・経験等）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別添2）

6. 応募書類の提出方法と提出期限

- (1) 提出方法：以下のいずれかの手段にて提出すること。
 - ① 郵送：紙媒体またはCD-ROM等による電子媒体
 - ② メール：書類データはWord、Excel、PowerPoint、PDFのいずれかの形式とし、パスワード付きの圧縮ファイル(Zip等)にて担当者全員（後掲）の

メールアドレス宛に送信。

(2) 提出期限：

2023年6月30日（金）正午必着分までとする。

(3) 応募書類の提出先および応募に関する問い合わせ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町8番地 住友不動産一番町ビル6階

(一財) 中東協力センター

担当： 十川 sogawa@jccme.or.jp

上村 kamimura@jccme.or.jp

三東 mitsuka@jccme.or.jp

7. 応募資格

- (1) 日本法人（登記法人）であること。
- (2) 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令遵守・金銭管理面で適切な管理能力を備えていること。
- (3) 受託業者は、受託事業社員もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第三者等が知りえた秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう本件業務に関わる関係者に対し、指導・管理責任を有すること。
- (4) 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29 会課第1号）別表第1および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (5) 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
 - ① 契約の相手方として不適当な者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。
 - (イ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

ること。

- ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (ア) 暴力的な要求行為を行うこと。
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行うこと。
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行うこと。
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行うこと。
- ③ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

8. 評価基準

(1) 以下項目を勘案し、総合的に応募者を評価します。

- ・ 提案内容の充実度および有益性
- ・ 提案金額とその内訳、経費構成の妥当性
- ・ 調査分野に対する専門的知見・知識の有無
- ・ 医療分野における類似調査の実施実績の有無
- ・ 調査対象国での調査に必要とされる言語能力（英語）および日本での報告書作成能力を有すること
- ・ コンプライアンス対応

※ 評価は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて問い合わせや追加書類の提出を求める場合があります。

9. 選定結果の通知

- ・ 2023年7月1日以降を目途に選定された応募者にメールで通知するとともに、JCCME ウェブサイト上（以下 URL）で公表します。

<https://www.jccme.or.jp/15/15-00.html>

10. 個人情報の取り扱いについて

応募に際して提出された個人情報は、本事業に関する事務に使用するとともに、弊団・個人情報保護方針に則り、適正に管理します。

「一般財団法人中東協力センター個人情報保護方針」

<https://www.jccme.or.jp/16/16-01.html>

11. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。
- (2) 公募参加資格の無い企業／法人の提出書類等は無効とします。
- (3) 提出書類の返却はしません。
- (4) 本事業の応募に関し、製作・準備等に係る全ての費用は応募者負担とします。
- (5) 選定過程、選定理由および選定結果に関する問い合わせは不可とします。

(6) 本件手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限ります。

以上